

シティスポーツクラブ尼崎 細則

(正会員・家族会員・法人会員)

第1条 会費及び事務手数料については別表のとおりです。

- 2 家族会員の資格は、正会員の2親等までの同一世帯の家族に限ります。
- 3 正会員が退会又は正会員以外の会員種別に変更した場合は、家族会員のうち1名は、次回の会費の支払いから正会員に変更していただきます。
- 4 本クラブの全施設を営業時間内いつでもご利用いただけます。
- 5 女性専用施設であるサーキットルームのご利用については、別に定める使用料をお支払いください。

(プール会員)

第2条 会費及び事務手数料については別表のとおりです。

- 2 トレーニングジム、スタジオ、サーキットルーム以外の施設を別表に定める時間内にご利用いただけます。ただし、時間外及び他の施設をご利用になる場合は、別に定める使用料をお支払いください。
- 3 サーキットルームのご利用については、別に定める使用料をお支払いください。

(90分会員・90分家族会員)

第3条 会費及び事務手数料については別表のとおりです。

- 2 90分家族会員の資格は、90分会員の2親等までの同一世帯の家族に限ります。
- 3 90分会員が退会又は90分会員以外の会員種別に変更した場合は、90分家族会員のうち1名は、次回の会費の支払いから90分会員に変更していただきます。
- 4 本クラブの全施設を営業時間内いつでも1日1回に限り、90分間ご利用いただけます。ただし、ご利用が90分を超えた場合は、別に定める超過料金をお支払いください。
- 5 サーキットルームのご利用については、別に定める使用料をお支払いください。

(アンダー29会員)

第4条 会費及び事務手数料については別表のとおりです。

- 2 本クラブの全施設を別表に定める時間内にご利用いただけます。ただし、時間外に施設をご利用になる場合は、別に定める使用料をお支払いください。
- 3 サーキットルームのご利用については、別に定める使用料をお支払いください。

(サーキット会員)

第5条 会費及び事務手数料については別表のとおりです。

- 2 サーキットルーム及びゲルマニウム温浴を別表に定める時間内にご利用いただけます。
- 3 サーキットルーム及びゲルマニウム温浴以外の施設をご利用になる場合は、別に定める使用料をお支払いください。

(営業時間及び休業日)

第6条 営業時間は、別表のとおりです。

- 2 休業日は、月曜日及び年末年始(12月29日～1月3日)です。
- 3 臨時休業日、営業時間の変更等を要する場合があります。その場合、その都度事前にお知らせいたします。

(会費の支払い)

第7条 会費の支払方法については、次の指定金融機関からの口座引き落としとさせていただきます。

指定金融機関

尼崎信用金庫、池田泉州銀行、関西みらい銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、りそな銀行、みなと銀行、ゆうちょ銀行

- 2 その他施設使用料、受講料等については、現金でいただきます。

(ウェアについて)

第8条 トレーニングジム、スタジオ、サーキットルーム、プール等の各施設につきましては、各スポーツ種目にふさわしいウェアをご使用ください。

(レンタルについて)

第9条 貸しロッカーを、月契約でご用意しております。

- 2 レンタル用品として、ウェア、シューズ、タオルを有料でご用意しております。

(変更事項)

第10条 住所・連絡先等入会申込書記載事項に変更があった場合は、速やかにお届けください。

(附則)

第11条 会費・施設使用料等については、経済情勢の変動により変更させていただく場合があります。

この細則は、令和4年4月1日から施行する。